

前橋市軽自動車税減免事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市市税条例（昭和26年前橋市条例第302号。以下「条例」という。）第89条及び第90条に規定する軽自動車税の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(減免要件の判定日)

第2条 条例第89条第1項第1号及び第2号並びに第90条第1項の規定は、減免を受けようとする年度の4月1日に必要な要件を満たすものとする。ただし、減免決定を受けた年度は、本人の責めに帰すべきでない理由を除き、必要な要件を満たしていなければならない。

(減免申請書の様式)

第3条 条例第89条第2項の申請書の様式は、次の各号に掲げる減免事由の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) 条例第89条第1項第1号又は第2号 別記様式第1号

(2) 条例第89条第1項第3号 別記様式第2号

2 条例第90条第2項及び第3項の申請書の様式は、別記様式第3号とする。

3 別記様式第1号から別記様式第3号までの様式は、第12条及び第13条において、軽自動車税減免申請書と総称する。

(公益による減免の範囲)

第4条 条例第89条第1項第1号に規定する軽自動車等は、次に掲げるものとする。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業を行う社会福祉法人又は特定非営利活動法人が所有する軽自動車等のうち、当該社会福祉法人又は特定非営利活動法人の経営する社会福祉施設に入所等している者のために専用しているもの

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4に規定する指定講習機関が所有する軽自動車等のうち、初心者運転講習等に使用するもの

(3) 公益財団法人群馬県交通安全協会及びその各支部が所有する軽自動車等のうち、専らその事業に使用するもの

(4) 公益財団法人群馬県健康づくり財団が所有する軽自動車等のうち、集団検診その他直接その事業に使用するもの

(5) 社会福祉協議会が所有する軽自動車等のうち、専らその事業に使用するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、公社、事業団、協会等が所有する軽自動車等のうち、市長が公益のため直接専用すると認めるもの

(公益による減免申請手続)

第5条 前条に規定する軽自動車等に対する減免申請においては、別記様式第1号とともに次に掲げる減免を必要とする事由を証明する書類を提出するものとする。

- (1) 自動車検査証、軽自動車届出済証又は標識交付証明書等の写し
 - (2) 団体又は法人等の規約又は定款等の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるときに限り、前2号を補足する書類又はその軽自動車等が公共の用に供されていることを確認できる書類
- (生活保護による減免)

第6条 条例第89条第1項第2号に規定する軽自動車等は、生活保護法の規定による生活扶助を受給中の者が所有する軽自動車等のうち、市長が必要と認めるものをいう。

2 前項に規定する軽自動車等に対する減免申請においては、別記様式第1号とともに生活扶助を受給中である旨の福祉事務所所長の証明書を生活保護担当部署を経由して提出するものとする。

(天災の定義)

第7条 条例第89条第1項第3号に規定する天災とは、暴風、地震、落雷、洪水など、自然現象によってもたらされる災害をいい、消防署又は警察署の署長等が発行する当該軽自動車等が罹災したことを証する証明書等（以下この条及び次条において「罹災証明書等」という。）が発行された場合、又は市長が天災と判断した場合をいう。

(天災その他特別の事情による減免)

第8条 条例第89条第1項第3号に規定する軽自動車等は、次に掲げるものとする。ただし、市長が天災と判断した場合については、罹災証明書等の提出を免除する。

- (1) 軽自動車税の賦課期日である4月1日を経過した後において、天災により滅失又は行方不明等により使用不能となった軽自動車等のうち、当該軽自動車等の天災が発生した年度の軽自動車税の納期限までに罹災証明書等とともに別記様式第2号の提出があったもの
- (2) 天災が発生した年度の翌年度の賦課期日である4月1日まで（賦課期日に天災が発生した場合は賦課期日当日中）に条例第87条第3項に規定する申告を行う予定であった軽自動車等のうち、天災により賦課期日までに同項に規定する申告を行うことができなかつたもので、当該軽自動車等の軽自動車税の納期限までに罹災証明書等及び当該車両の廃車を確認できる書類等（廃車を確認できる書類等は、申請時に提出できない場合は減免申請の30日以内に提出する場合も可とする。）とともに別記様式第2号の提出があったもの

(3) 天災により預貯金又は資産が著しく失われ（軽自動車等を複数台所有している場合は、減免申請時点において日常生活等必要最小限の軽自動車等（原則として1人1台まで。）のみ所有している場合とする。）、収入も見込めない者が所有する軽自動車等のうち、当該軽自動車等の軽自動車税の納期限までに罹災証明書等とともに別記様式第2号及び預貯金又は資産が著しく失われ、収入も見込めないことを証する書類（この証する書類がない場合については、別記様式第2号の減免を受けようとする事由欄に詳細を記入すること。）の提出があったもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が公平性の観点から特別の事情により減免すべきと認めるもので、別記様式第2号及び特別の事情を証する書類（この証する書類がない場合については、別記様式第2号の減免を受けようとする事由欄に詳細を記入すること。）の提出があったもの

（身体障害者等に対する減免の趣旨）

第9条 条例第90条第1項第1号から第3号までに規定する軽自動車等は、日常的に次条で定める身体障害者等又は車椅子を常時必要とするなど歩行が困難であり身体障害者等に準ずる者として市長が認める者（以下「身体障害者等に準ずる者」という。）の移動手段として使用されることにより、当該身体障害者等及び身体障害者等に準ずる者の地域における自立支援と社会参加をより支援するため、減免するものである。

（身体障害者等に対する減免の範囲）

第10条 条例第90条第1項に規定する身体障害者等は、別表第1及び別表第2に掲げる障害の区分及び程度に該当する者とする。ただし、障害等により日常生活が著しく制限され、市長が公平性の観点から減免すべきと認めた場合はこの限りではない。

2 条例第90条第1項第1号及び第2号に規定する身体障害者等と生計を一にする者が運転するもののうち、市長が必要と認めるものは、当該身体障害者等の障害の区分が別表第1又は別表第2中の生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合の欄に該当し、かつ、当該身体障害者等の移動手段として1週間につき1日以上又は1か月につき4日以上運転するものとする。

3 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるものは、当該身体障害者等の障害の区分が別表第1又は別表第2中の生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合の欄に該当し、かつ、当該身体障害者等の移動手段として1週間につき3日以上運転するものとする。

4 条例第90条第1項第3号に規定するその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等は、次に掲げるものとする。

- (1) 車椅子の昇降装置又は固定装置を装備しているもの
- (2) 浴槽を装備しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長がその構造が専ら身体障害者等の利用に供すると認めるもの

5 条例第90条第1項第1号から第3号までの規定により減免することができる軽自動車等は、1人の身体障害者等又は身体障害者等に準ずる者について1台までとし、当該身体障害者等が自動車税の減免を受けている年度は軽自動車税を減免できない。ただし、同項第3号の規定により専ら不特定多数の身体障害者等の移動手段として運転するものについては、実態を勘案して減免台数を決定するものとする。

(身体障害者等に対する減免申請手続)

第11条 前条第2項及び第3項に規定する軽自動車等に対する減免申請においては、別記様式第3号とともに次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神障害者保健福祉手帳を交付されている者に限る）の写し
- (2) 運転者の運転免許証の写し
- (3) 自動車検査証、軽自動車届出済証又は標識交付証明書等の写し
- (4) 別記様式第4号又は5号（前条第2項に規定する身体障害者等と生計を一にする者で身体障害者等と住所を異にする者に限る）
- (5) 別記様式第4号又は6号（前条第3項に規定する身体障害者等を常時介護する者に限る）

2 前条第4項に規定する軽自動車等に対する減免申請においては、別記様式第3号とともに次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 自動車検査証、軽自動車届出済証又は標識交付証明書等の写し
- (2) 前号のほか、市長が必要と認めるときに限り、前号を補足する書類

(減免の決定)

第12条 市長は、軽自動車税減免申請書を受理したときは、内容を審査し、減免することを決定したときは、軽自動車税減免決定通知書を交付する。ただし、条例第89条第1項第1号及び第3号、並びに第90条第1項第3号により減免された軽自動車等については軽自動車税減免決定通知書の交付を省略することができる。

(減免の取消し)

第13条 市長は、軽自動車税減免申請書に記載された内容が減免の要件を満たさないことが判明した場合、軽自動車税減免申請書に記載された内容が事実と反する場合又は減免の事由が消滅した場合は減免を取り消すことができる。

(減免の継続)

第14条 市長は、条例第90条第1項第1号及び第2号により減免された軽自動車等について、翌年度においても減免を必要とする理由に変更がなく、かつ、市長が別に定める様式により継続して減免を受ける意思があることを確認できたときは、同条第2項の規定によらず、引き続き同項第1号及び第2号の規定による軽自動車税の減免の決定を行うことができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

身体障害者等に係る軽自動車税の減免認定基準表

| 手帳の種類、 運転者の 区分 障害の区分 | 身体障害者手帳の交付を受けている者 | | 戦傷病者手帳の交付を受けている者 | |
|-----------------------------------|-------------------|--------------------------|--------------------|--------------------------|
| | 本人が運転する場合 | 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合 | 本人が運転する場合 | 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合 |
| 視覚障害 | 1級から4級までの各級 | | 特別項症から第4項症までの各症 | |
| 聴覚障害 | 2級及び3級 | | | |
| 平衡機能障害 | 3級 | | | |
| 喉頭摘出による音声機能障害 | 3級 | | 特別項症から第2項症までの各症 | |
| 上肢機能障害 | 1級及び2級 | | 特別項症から第3項症までの各症 | |
| 下肢機能障害 | 1級から6級までの各級 | 1級から3級までの各級 | 特別項症から第6項症までの各症及び第 | 特別項症から第3項症までの各症 |
| 体幹機能障害 | 1級から3級までの各級及び5級 | 1級から3級までの各級 | 1款症から第3款症までの各症 | 特別項症から第4項症までの各症 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級及び2級 | | |
| | 移動機能 | 1級から6級までの各級 | 1級から3級までの各級 | |
| 心臓機能障害 | 1級及び3級 | | 特別項症から第3項症までの各症 | |
| じん臓機能障害 | | | | |
| 呼吸器機能障害 | | | | |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | | | | |
| 小腸の機能障害 | | | | |

| | | |
|---------------------|-------------|-----------------|
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級から3級までの各級 | |
| 肝臓機能障害 | 1級から3級までの各級 | 特別項症から第3項症までの各症 |

別表第2（第10条関係）

身体障害者等に係る軽自動車税の減免認定基準表

| | | |
|-------------------------------|--|-------------------------------------|
| 手帳の種類、 運転者の 区分 障害の区分 | 精神障害者保健福祉手帳及び 自立支援医療受給者証の交付 を受けている者 | 療育手帳の交付を受けている 者 |
| | 本人、生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合 | |
| 知的障害又は精神 障害 | 精神障害者保健福祉手帳に 「1級」及び「通院医療費受 給者番号」の表示がある場合 | 重度の知的障害者で療育手帳 に「A」判定の表示がある場 合 |